

「盗作」とは何か 「盗作」と「著作権侵害」 「無断引用」というジャ
ーゴン 「盗作」を扱った書籍

序章 盗作前史——偽版・代作・著作権

坂名垣魯文盗作事件 明治の版權(著作権)意識 新聞小説と文壇
「代作」という制度 自然主義の席捲と小栗風葉の代作 ゴシップにす
ぎなかつた盗作問題 出版ジャーナリズムの急成長と盗作 久米正雄
の盗作事件 岩藤雪夫の盗作事件 盗作事件はメディアの事件である

第一章 メディアの事件としての盗作疑惑

1 「男根の男根」的事件——倉橋由美子「暗い旅」 63

二人称の話者 論争本体にたどりつけない 「バルタイ」論争
「暗い旅」論争の発端 拡散する論争 倉橋の反論 「心変わり」訳
者・清水徹の総括

2 都市伝説の真相——庄司薫「赤頭巾ちゃん気をつけて」 92

薫くんが日比谷高生である理由 薫くん文体の衝撃 「赤頭巾ちゃ
ん」^{II}「ライ麦畑」伝説の由来 初稿「喪失」の文体と「赤頭巾ちゃん」
の文体 模倣疑惑の真相

第二章 新人賞と盗作事件

1 丸写しで新人賞をもらった男——有城達二「殉教秘聞」 125

違いはたった三ヶ所 「受賞の言葉」までがバクリだった

2 盗作というイメージの体現者——西村みゆき「針のない時計」 132

読者からの電話で発覚 事態は一大センセーションへ スキャンダル
の理由 西村の消息は……

3 小説に描かれた盗作事件——小幡亮介「永遠に一日」 148

「盗作の証明」のモデル 剽窃を楽しむ芸術? 谷沢永一の批判の裏
にあるもの

第三章 オリジナルという「データ」

1 超訳という創作方法——大藪春彦「街が眠る時」「火制地帯」／三好徹 「乾いた季節」 163

第一の事件「街が眠る時」 第二の事件「火制地帯」 東宝と黒澤プロ
が三好徹にかけた盗作嫌疑 大藪盗作事件の真相(?)

2 すべての文章はデータでしかない?——山崎豊子「花宴」「不毛地帯」 「大地の子」／中河与一「天の夕顔」／丹羽文雄「親鸞の再発見」「蓮如」 188

山崎第一の事件「花宴」 『天の夕顔』 盗作疑惑 日本文芸家協会退会へ
文芸家協会会長・丹羽文雄の「無断引用」事件 山崎第二の事件
「不毛地帯」 暗躍する情報提供者 シベリア民主運動と瀬島龍三
山崎、朝日新聞社を告訴 第三の事件「大地の子」 「大地の子」裁判
は山崎の全面勝訴

第四章 素材と創作のあいだ

232

- 1 ノンフィクションという被害者の発見——宮原昭夫「誰かが触った」
朝日新聞社の「借物小説」キャンペーン 文芸評論家・平野謙の判定
「小説アクチュアリテイ説」と「散文芸術論」 232

- 2 「作家のモラル」というニユース性——網淵謙錠「怯」 248

取材の実際と印象操作的報道 「私残記」という書物 引き写しにち
かいところも……

- 3 歴史的事実をめぐる困難——立松和平「光の雨」 263

前代未聞の和解条件 対立する見解 深化しない議論

第五章 作品の自立と模倣の可能性

282

- 1 「黒い雨」狂騒曲——井伏鱒二「黒い雨」 282

「重松日記」の異本 豊田清史の「黒い雨」盗作説 論駁された「黒
い雨」擁護論 相馬正一の「黒い雨」創作説 論争勃発 表面化し
た盗作疑惑 「重松日記」刊行と論争のゆくえ

- 2 模倣が切りひらいた地平——寺山修司「チェホフ祭」 310

寺山に短歌を詠ませた中城ふみ子 俳壇から出た模倣指摘 じつは寛
大だった歌壇の反応 寺山の「模倣」とアレレンジ意識

第六章 異メディア間における盗作疑惑

333

- 1 マンガの二次創作？——鷺沢萌「川べりの道」 333
指摘の数々 盗作というよりも二次創作？

- 2 翻案という難問——山口玲子「女優貞奴」とNHK大河ドラマ「春の波濤」 341
女優貞奴をめぐる物語 書かれていなかった原作 NHKと杉本苑子
の「密約」 そして法廷へ 翻案権という難物 NHK弁護団のウ
ルトラC 小森陽一の鑑定書 第一審判決 「春の波濤」裁判の意味

第七章 インターネットという新しい告発装置

374

- 1 メディアの変化に翻弄された「インターネットの女王」——田口ラン

デイ

374

二度の盗作報道 ネットの「噂」と「噂の真相」 こじれた水面下の
交渉 「検証本」への反応

2 マスメディアから集合知(痴)へ——篠原一と飛鳥部勝則 387

篠原一の盗作疑惑 篠原一事件への論評 飛鳥部勝則の盗作疑惑
報道後の経緯

第八章 その他の事件

1 石原慎太郎の盗作疑惑四つ 410/2 歌詞無断引用で告訴——五味川
純平「人間の条件」 414/3 大原富枝「ひとつの青春」事件 415/4 不
思議にお咎めなしたった五味康祐の盗用事件 419/5 「ジャン・シユネ全
集」の訳文に盗用 420/6 著作権侵害で刑事告訴された松本清張 421/7
三十五年後に認めた(?) 筒井康隆の盗作 424/8 記録された些細な盗作
事件——北山想「金歯」 429/9 二作目が書けずに——竹内松太郎「オラ
ンダ遠眼鏡」 430/10 封印歌謡に隠された盗作——唐十郎「愛の床屋」 432
/11 自殺未遂の原因は盗作だった!?——有馬頼義「カストリ雑誌前期」
434/12 丸写しだった児童文学——那須田稔「文彦のふしぎな旅」 435/13
「素材は一つ、ペンは二本」——堀田善衛「19階日本横丁」事件 437/14
科学的事実か? 表現か?——有吉佐和子「複合汚染」 439/15 映画「宵
待草」事件 441/16 三島由紀夫からの盗用を謝罪したNHKドラマ「蒼

い光芒」 442/17 田辺聖子を写した歴史小説家——大月博志「古代天皇の
謎」 443/18 NHKドキュメンタリー「江差追分」事件 444/19 芥川賞
作品からの盗作が発覚——ヤングシナリオ大賞盗作事件 448/20 発見され
ながら報道されなかった盗作疑惑——神坂次郎「賭」「私刑」 451/21 関川
夏央「二葉亭四迷の明治四十一年」の方法論 453/22 平野啓一郎「日蝕」
の盗作疑惑と佐藤亜紀 455/23 「辻仁成なんか知るか」で終わった辻仁成
の盗作疑惑 457/24 「読売新聞」によるアマゴギー?——猪瀬直樹の盗作
疑惑報道 460/25 司馬遼太郎からの盗用二作——池宮彰一郎 462/26 盗
作謝罪文で告訴された男——車谷長吉「因業集」 463/27 何が著作権に抵
触したのか——津本陽事件 466/28 映画「バルトの楽園」盗作疑惑 467/
29 電子ブックにコピー小説 469/30 ベテラン作家が素人のエッセーを盗
作——小檜山博「電車で」 470

あとがき 472

盗作事件年表 477

事項索引 481

人名・書名・メディア索引 492

まえがき

本書は、文芸作品をめぐって起こった盗作事件の収集と分析と検証を目指したものである。明治の近代文学黎明期から最近の事件まで、できうるかぎり発掘し取り上げている。

文芸における盗作事件のデータをここまで揃えた書物は過去に例がなく、類書が絶無にちかいことだけは自信をもって断言できる。タイトルの「盗作」という文字に惹かれ手に取り、買おうかどうかどうしようか思案している未来の読者諸賢に言葉を換えて申し上げると、「盗作」にかんしてはこの本以外に選択肢はない、ということですので、ご心配にはおよびません、安心してレジにお運びください。

さて、「収集と分析と検証を目指した」というとあたかも「研究」であるかのようだけれど、そんな高邁な理想や理念のもとで一連の作業がなされたわけではない。というのも、盗作というものの自体——「盗作」と呼ぼうが「剽窃」といおうが事と次第が本質的に変わるわけではないのでいまは区別しないが——、「他人の作ったものを失敬した」というだけのことであって、そもそもが「深み」だの「奥行き」だのが期待されるテーマではないからだ。せいぜいが首尾の程度の問題でしかない。

実際、盗作事件というのは、調べれば調べるほど、どれもこれもたいていしょぼくてせこくて、とくに笑ってしまうほど情けない。

それはしかし、かならずしも盗作という行為そのものの「しょぼさ」だけに依っているわけではない。

い。事件を語る言葉の貧しさ、報道するマス・メディアの姿勢からもたらされる印象でもある。いやむしろ、盗作事件とは本質的にメディアの問題であるとさえいえるほどだ。

「首尾の程度」に還元されうる、本質的にしよばい問題にことさら文学的な「深み」だの、「興行き」だのを見いだそうとすると、いまや懐かしい「間テクスト性」であるとか「作者の死」であるとかといった議論におちいりがちであるわけだが、そうしたアプローチが、どれもこれもグネグネとした堂々巡りにはまるばかりで大した実りをもたらさないこと——「オリジナルなどない」うん、そうだね、「すべては引用のモザイクである」、なるほど、そうかもね、で？——をわれわれはもうイヤというほど見てきた。

そういうポストモダンな泥沼にはまりかねないような議論はいつさい避けるために、この本では、努めて散文的即物的に資料を洗いだし、事件の概要を整理し、必要なら検証を加える、という方針が採られている。批評も基本的にはしない。批評のように見えるところがあつたとしたら、それは、検証上の要請から加えられたものであるか、でなければ筆が滑ったところである。

事件にかんする資料は図書館の奥深くに死蔵されているアクセスのむずかしいものばかりになった。全体的に、引用が多め、長めになっているのは、そうした資料をできるだけそのままのかたちで紹介したからである。読みにくい部分が若干あるかもしれないけれど、資料性に重きを置いたということでご諒承いただきたい。

「盗作」とは何か

本文に先だち、何を「盗作」と呼んでいるかをはつきりさせておく必要があるだろう。

「盗作」にしろ「剽窃」にしろ、いずれも俗語だから、明確な定義は持っていない。したがって、「盗作」であるか否かを区別する客観的基準というものも——明白な著作権侵害である場合を除いて——存在しないから、恣意的になるにしても、何か線引きする基準を設けないと、どこまでも拡散してしまうことになる。「影響」も「模倣」と捉えれば、広義には「盗作」と呼べないこともない。

本書では基本的に、何かしら議論や波紋を呼んだものを盗作事件と考えている。「事件」とは辞書的には「人々の関心をひく出来事」だから、その「盗作」をめぐる記述や記録が残されているものを「事件」と見なしているわけだ。

より具体的には、新聞雑誌などマスコミにより報道された「事件」、文壇などで議論を呼んだ「事件」を取り上げている。先にも述べたように、盗作事件とは本質的にジャーナリストイックな出来事であるというのが本書の認識である。「問題」ともいえないような案件を報道により強引に「事件」に仕立てあげようとした、捏造とまではいえないにせよ、マッチポンプじみた例も少なからず見られる。

逆にたとえば、島崎藤村『夜明け前』（一九三二年）の冒頭は江戸時代の秋里離島「本會路名所図会」をリライトしたものだといった例（高木俊輔『夜明け前』の世界——「大黒屋日記」を読む）平凡社（一九九八年）や、明治期に多く見られる外国文学からの翻案など、当時は気にもされず、後世の研究で問題として浮上してきたようなものは拾っていない。林達夫が昭和八年（一九三三）、「いわゆる剽窃」（『林達夫評論集』岩波文庫、『林達夫セレクション』平凡社ライブラリーほかに所収）に書いたように、「少しく誇張しているなら、いわゆる明治大正文化なるものはほとんど西欧からの剽窃文化であるともいえる」わけで、扱いだすとキリがない、というよりも手に余る。

最近もたとえば、尾崎紅葉『金色夜叉』が、十九世紀末から二十世紀にかけて英米両国で大ベストセラー作家だったバーサ・M・クレリーの『女より弱き者』を下敷きに用いていたことが堀啓子（東海大学）の研究であきらかになった（『女より弱き者』米国版金色夜叉』堀啓子訳、南雲堂フェニックス、二〇〇二年）。日本近代文学の代表的作品の真相がじつに百年以上を経て判明したわけだが、こうした研究は、アカデミズム、比較文学の仕事だろう。バーサ・M・クレリーの作品は流行作家の常で大部分、散逸していたが、堀は、クレリーを所蔵している英米の図書館を訪ね歩き、千冊以上に目をとおした末にようやく、アメリカのある大学図書館の特別書庫で『女より弱き者』を探しあてたという。たった一作品の元ネタ探しにそこまでのコストをかけるのは、市井の文筆業者にはちよつと不可能だ。

「盗作」と「著作権侵害」

盗作事件がマスコミと不可分という前提で、総論的にもうふたつほど確認しておかなければならないことがある。

ひとつは用語の確認。ここまでであえていい加減に「盗作」という言葉を使ってきた。「盗作」「剽窃」「剽窃」その他と「著作権侵害」は同じようなものと考えられているのが実情だろうが、両者は似て非なる別物である。「盗作」「盗用」「剽窃」「無断引用」……、「パクリ」まで加えてもいいが、これらがいずれも俗語であるのに対し、「著作権侵害」はあくまでも法律用語である。両者の関係を集合で表わすと次のようになるだろう。

〔盗作、盗用、無断引用、……〕 ⊃ 〔著作権侵害〕

ところで、文芸における著作権侵害の判例というのは、じつは山崎豊子『大地の子』裁判と『春の波濤』裁判くらいしかない。詳細は本文にゆずるが、『大地の子』事件については、『噂の真相』が「これは「酷似」している程度では説明がつかないだろう」と書く程度には似ていた（とされている）ものの、法廷では、侵害の事実はいっさい認められないと原告の主張はしりぞけられ、山崎の全面勝訴に終わっている。『春の波濤』事件では、NHKの大河ドラマおよびその「ドラマ・ストーリー」が山口玲子の評伝『女優貞奴』を剽窃しているとして翻案権（ドラマ化権）侵害を問われ最高裁まで行った。「ドラマ・ストーリー」には山口著から引き写した文章があったりしたにもかかわらず、こちらも侵害とは認められないという判決が下されている。

この二件から演繹するわけではないけれど、こと文章の場合、著作権侵害に対する司法判断は、一般通念をはるかに超えて基準が高い。たとえば、これは著作権法の教科書事例として法律関係者のあいだでは広く了解されているそうだが、川端康成『雪国』の冒頭一文には著作物性はないという。つまり、文学史に燦然と刻まれている川端のあの「名文」は、そのままパクっても著作権侵害にはならない（一）のである。

たとえば、「国境の長いトンネルを抜けると雪国であった」とは、川端康成の小説「雪国」の有名な冒頭であるが、この一文自体は、国境のトンネルを出たならば雪国であったという状態（「アイディア」）を文章にすることが決まっているのであれば誰でも思いつく文章の一つであるから創作性を欠く。この程度の長さの文章に著作物性を認めると、幾人目か以降はこのアイディ

アを表現することができなくなるということをお断ししなければならない。

(田村善之「著作権法概説」有斐閣)

したがって、マスコミが報ずる盗作疑惑や、ネットで騒がれるパクリ疑惑のほとんどは、ある程度以上の分量を丸々写しているとか極端な場合以外、法廷で争われたとしても著作権侵害にはおそらく問われないだろうという推測が成り立つ。

だが、そうだとしても、マスコミは少しも困らないのだ。新聞雑誌がいう「盗作」は、もとより著作権法とは無関係だから。無関係どころか、マスコミの使う「盗用」「無断引用」その他と、法律概念である「著作権侵害」とは、まるつきり完全に排他独立であるといったほうが正確かもしれない。マスコミが「盗作」の断罪基準としているのは、何を隠そう、「作家のモラル」という抽象概念なのである。

「無断引用」というジャーゴン

確認のふたつめは例の「無断引用」について。マスコミの盗作報道が著作権法とは無関係であることがわかると、「無断引用」の謎もおのずとあきらかになってくる。

著作権法第三十二条の規定によれば「引用」するのには許可は要らない。つまり「引用」は無断で行使するのが本来である。したがって「無断引用」なる言葉はナンセンスだ。

……というような議論がもういつからか虚しく繰り返されており、たとえばGoogleで「無断引用」を検索すると、ライター松永英明氏が運営するブログ『絵文録ことのは』の「引用」は無断で

やるのが当たり前」という記事が検索結果のトップに来るくらい人口に膾炙しているが、マスコミとわりわけ新聞は、いっこうにこの「無断引用」を放棄しようとしな。専門家からの指摘も少なくないだろうし、実際、立松和平の事件のときなど「無断引用」が誤りであることを訴える法律家の文章が『朝日新聞』に載ったが、それでもあらためないのだから、これはもう確信犯であえて使っているのだと判断したほうが合点がいく。

すなわち、「無断引用」という言葉もまた、著作権法とは独立した、マスコミ独自の専門用語、ジャーゴンなのだ。文芸批評や美術批評などにおける「引用」がそうであるように。

新聞や雑誌は、「盗作」「盗用」「無断引用」「借用」「無断借用」といったジャーゴンを、適宜、読者には差がよくわからないかたちで使い分ける。たぶん、事件における「作家のモラル」の逸脱度を測る自社の(恣意的な)基準というのがある、それに基づいているということなのだろう。「盗用」っていうほどじゃないけど、まあ「無断引用」くらいの線かなあ、という具合に。逆に、逸脱がいかにはなほだしいかを世論にアピールするべく強めの用語が選ばれることもあるようだ。うちの通常の基準だと「無断引用」だけど、いま「作家のモラル」糾弾キャンペーン中だから五割増し(当社比)でカッコ付きの「盗用」にしとこうか、とか。

「盗作」を扱った書籍

「盗作」というのはやはり文芸批評や文学研究とはなじまないようで、八〇年代ニューアカー現代思想ブームの流れをくむ「間テクスト性」系を除くと、「盗作」を扱った書籍はすでに述べたとおり皆無にちかい。学術系論文までふくめてもこれというものがほとんど見あたらない。

一方で、著作権法からのアプローチにもまともなものが無い。裁判になった事例がわずかなのにくわえて、法的な検証にそぐわない、もしくは検討するまでもなくシロという事件のほうが多いからだろう。

本書の類書と呼べそうなのは、永田眞理『大作家は盗作家(？)——剽窃と創造の谷間を考える』(こう書房、一九八一年)と、竹山哲『現代日本文学「盗作疑惑」の研究——「禁断の木の実」を食べた文豪たち』(PHP、二〇〇二年)、別冊宝島『パクリ・盗作』スキヤンダル読本(宝島社、二〇〇六年)の三冊くらいである。ムックの一記事になるけれど、『別冊新評 裸の文壇史』(新評社、一九七三年)にある有沢廉三「日本文壇盗作ノート」も、大雑把ではあるが概観するには役立つ。有沢廉三の正体はわからなかった(この記事だけで使われたペンネームのようだ)。

『大作家は盗作家(？)』は、文芸に造詣の深い弁護士である永田が、著作権法の見地をふまえ、しかしそれにとどまらず文学としてどう考えるかという視点も交えて古今の盗作事件を数多く取り上げた良書で、本書も大いに参照している。が、とうに絶版であり、発行部数も少なかったように入手はかなり困難だろう。以前は、著者の許可を得て全文を起こしたテキスト・ファイルが@EPIAのパソコン通信「生涯学習フォーラム」ライブラリにアップロードされていたが、ニフティがパソコン通信をデータごと全廃してしまったので、こちらもはや入手不能である。

『現代日本文学「盗作疑惑」の研究』は、いわゆる「盗作」というより、田山花袋、森鷗外、徳富蘆花、井伏鱒二、太宰治といった近現代文学の大御所が、他人の日記などの素材をいかに「リライト」したかに着目、検証し、「創作性」を著作権法に照らし定量的に判定する方法の提唱を試みた珍しい一冊。これらの作家の、過去に指摘されてきた「リライト」を概観するには便利だが、肝心の方

法論の部分の詰めがちよつと弱い。書誌学者の谷沢永一が本文の要約までしちゃっている長い絶賛序文を寄せているのだが、ここで谷沢が披露している事例のほうがデータ的には有用だったりする。

『パクリ・盗作』スキヤンダル読本』は、文学にかぎらず広く「パクリ」や「盗作」を取り上げた一冊。企画にじつは私もからんでおり、こちらのほうが先に出版されてしまったが、文学のパートにかんしては本書のスピン・アウトである。事件を五〜六個ピックアップしてデータ量を十分の一くらいにシェイプしたうえで読み物に変換したもの、というイメージだろうか。

それから海外文学になるが、ジャン・リュック・エニグ『剽窃の弁明』(尾河直哉訳、現代思潮新社、二〇〇二年)という本が『現代日本文学「盗作疑惑」の研究』と前後して出ている。これはこれでおもしろい本なのだけれど、ポストモダンな批評をのたくるためのお手本にはいいかもしれないせよ、『著作権侵害』ないし「盗作」「剽窃」を現実的に考えたいという目的においては、資料としても分析としても、まあ使いものにはならないだろう。